

○熊本市水の科学館条例〔上下水道局経営企画課〕

平成2年9月26日

条例第45号

改正 平成4年6月20日条例第39号

平成15年3月17日条例第12号

平成17年9月30日条例第64号

平成21年3月26日条例第17号

平成23年12月19日条例第62号

(設置)

第1条 水に親しみ、上下水道についての理解を深めるための学習の場を提供することにより、上下水道に関する知識の普及並びに水及び水源の保全に対する意識の高揚を図るため、熊本市水の科学館（以下「科学館」という。）を設置する。

(平21条例17・一部改正)

(位置)

第2条 科学館は、熊本市北区八景水谷1丁目11番1号に置く。

(平23条例62・一部改正)

(事業)

第3条 科学館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 水及び上下水道に係る学習資料（以下「資料」という。）の展示及び公開に関すること。
- (2) 資料の調査及び収集に関すること。
- (3) 水に係る会議等の場の提供及び開催に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、上下水道事業管理者が特に必要と認めること。

(平17条例64・平21条例17・一部改正)

(使用許可等)

第4条 科学館の研修ホール及び水の実験室（以下「ホール等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ上下水道事業管理者の許可を受けなければならない。

2 上下水道事業管理者は、ホール等を使用しようとする者又は使用している者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可せず、又は既にした使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 科学館の設置目的に反する使用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 科学館の秩序を乱すと認められるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規程に違反したとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、上下水道事業管理者が管理上支障があると認めるとき。

3 前項の規定による使用の不許可等により使用しようとする者又は使用している者が損害を受けても、市はその責めを負わない。

(平15条例12・平17条例64・平21条例17・一部改正)

(使用料)

第5条 科学館の使用料は、無料とする。

(入館の制限)

第6条 上下水道事業管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又は科学館からの退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある者
- (2) 科学館の秩序を乱すと認められる者

(平17条例64・平21条例17・一部改正)

(損害賠償)

第7条 科学館の建物、設備若しくは資料をき損し、又は滅失させた者は、速やかにこれを原状に回復し、又は上下水道事業管理者が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、上下水道事業管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例64・平21条例17・一部改正)

(指定管理者による管理)

第8条 科学館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(平17条例64・全改)

(指定管理者の指定の手続)

第9条 前条の規定による指定を受けようとするものは、科学館の事業計画書その他規程で定める書類を添えて、当該指定について上下水道事業管理者に申請しなければならない。

2 上下水道事業管理者は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 科学館の運営が、住民の平等利用を確保することができること。
- (2) その事業計画書の内容が、科学館の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、上下水道事業管理者が定める基準

(平17条例64・追加、平21条例17・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規程その他上下水道事業管理者が定めるところに従い、科学館の管理を行わなければならない。

(平17条例64・追加、平21条例17・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 科学館のホール等の使用の許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- (2) 科学館の維持管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、科学館の管理運営上上下水道事業管理者が必要と認める業務

(平17条例64・追加、平21条例17・一部改正)

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、指定を受けるときは市と科学館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規程で定める。

(平 1 7 条例 6 4 ・ 追加)

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第13条 上下水道事業管理者が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(平 1 7 条例 6 4 ・ 追加、平 2 1 条例 1 7 ・ 一部改正)

(秘密保持義務等)

第14条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成 1 3 年条例第 4 3 号）第 1 2 条の 2 に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、科学館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平 1 7 条例 6 4 ・ 追加)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

(平 4 条例 3 9 ・ 旧第 8 条繰下、平 1 7 条例 6 4 ・ 旧第 9 条繰下 ・ 一部改正)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 2 年 1 0 月 2 5 日規則第 5 7 号で平成 2 年 1 0 月 2 7 日から施行)

附 則 (平成 4 年 6 月 2 0 日条例第 3 9 号)

この条例は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 5 年 3 月 1 7 日条例第 1 2 号)

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 9 月 3 0 日条例第 6 4 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成 1 8 年 9 月 1 日（同日前に地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき熊本市水の科学館の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間における熊本市水の科学館の管理については、なお従前の例による。

附 則 (平成 2 1 年 3 月 2 6 日条例第 1 7 号)

1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の熊本市水の科学館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の熊本市水の科学館条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年12月19日条例第62号）抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。